

広島市立大学キャリアセンター規程

平成26年3月28日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、広島市立大学キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 キャリアセンターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) キャリア形成支援に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャリアセンターの運営に関すること。

(組織)

第3条 キャリアセンターに、次の職員を置く。

- (1) キャリアセンター長
- (2) キャリアセンター次長
- (3) 専任教員
- (4) キャリアアドバイザー
- (5) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

第4条 キャリアセンター長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

- 2 キャリアセンター長は、キャリアセンターの運営をつかさどる。
- 3 キャリアセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、キャリアセンター長の任期の末日は、当該キャリアセンター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 キャリアセンター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、キャリアセンター長が学生委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。